

市消防局と市内5医療機関 救急事故時の医師要請で協定



救急事故における要請の判断基準などを定めた協定書を締結した市消防局や医療機関の関係者ら(京都市中京区・市役所)

で重いけが人が発生した際に医師が早急に現場に駆け付け、高度な治療を受けられる態勢づくりを目指す。

協定を締結したのは京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、京都医療センター、洛和会音羽病院、京都市立病院の各医療機関。協定書では、車両の下敷きになったり機械に挟まれていたりする

など傷病者の救出や搬送が困難である場合を想定。現場から要請があった際に手続を簡素化し、円滑な医師の出勤が可能になる。

協定書を締結後、齋藤健一・警防部担当部長は「救護体制がシステマチックになり、一人でも多くの生命を救うことができれば」と話していた。

(三鼓慎太郎)

京都市消防局は26日、市内の5医療機関と救急事故における医師要請の判断基準や手続きを定めた協定を締結した。交通事故など